

仁淀川町奨学金等返還支援補助金交付制度

○前年度中から仁淀川町にお住まいで、かつ前年度中の奨学金を返還した方（奨学金を借りた学生本人）に補助金を交付します。

対象者	・補助金の交付を受ける前年度の末日まで仁淀川町内にお住まいで奨学金等（町以外の奨学金も含む）を返還しながら働いている方※1 ・申請より5年以上定住する見込みの方 ・転勤等の一時的な移住でない方 ・奨学金や町税等を滞納していない方 ・暴力団の排除に関する規則に規定する排除措置対象者でない方※2
対象奨学金	・仁淀川町奨学資金（大学分も含む） ・独立行政法人日本学生支援機構の第1種、第2種奨学金ほか ・金融機関等の教育ローンなど
補助金 限度額 ※3	・一般枠 年額18万円 ・指定資格者枠 年額24万円 指定資格者は、医師・看護師・薬剤師・社会福祉士・介護支援専門員・介護福祉士・理学療法士・作業療法士・保育士として働いている方。その他町長が認めたもの。
補助期間	補助期間は最大15年 他の類似助成制度と併給可※4
補助金交付 までの流れ	前年度内奨学金の支払完了→申請・請求→交付決定→交付

※1 お勤め先は町内・町外を問いませんが、町外へ町民税等を納めている方は対象外です。

※2 仁淀川町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者でない方です。

※3 補助金限度額より前年度内に返還した奨学金の総額が少ない場合は返還した奨学金の総額までです。

※4 他の補助金と併用する場合は、奨学金返還額から他の補助金額分を差し引いた残額となります。その場合は、併用する補助金の金額が分かる資料を添付してください。

○申請書類

- ① 申請書
- ② 就労証明書 ※①②③の様式は教育委員会と池川・仁淀総合支所にあります
- ③ 居住確認書
- ④ 奨学金等の借入れを確認できる書類
- ⑤ 前年度内の返還金額を確認できる書類
- ⑥ 返還の事実を確認できる書類
- ⑦ 指定資格者は資格取得が確認できる書類
- ⑧ 他の補助金関連資料（併用する場合）

○申請期限：令和7年4月1日～原則として毎年6月末日

ただし、住民票の異動等特別の事情がある場合はその都度申請できます。

○申請提出先・お問合せ 仁淀川町教育委員会 （0889-35-0019）